

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

令和7年度第2回浦安市意思疎通支援者派遣事業運営委員会を、次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和8年1月27日

浦安市意思疎通支援者派遣事業運営委員会
会長 花坂理

1 開催日時

令和8年2月6日（金）午後6時30分～午後8時00分

2 開催場所

浦安市文化会館 3階 中会議室

3 議題

(1) 報告事項

令和7年度意思疎通支援事業実績報告（令和8年1月まで）

(2) 協議事項

令和7年度意思疎通支援者派遣事業に関する課題・改善点等

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しください。会場で受付を行います。

(2) 受付開始時間は、当日午後6時15分からです。

(3) 傍聴の受付は先着順を行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 その他

本会議には手話通訳者が付きます。

要約筆記が必要な方は令和8年2月3日（火）までにご連絡ください。

なお、傍聴は先着順となっておりますので、事前にご連絡をいただいた場合であっても、定員に達した場合は傍聴できないことがあります。

7 問い合わせ先

浦安市役所 福祉部 障がい福祉課 担当 每田・古泉

電話 047-712-6393（直通）

第3号様式（第7条第4項）

傍聴要領

浦安市意思疎通支援者派遣事業運営委員会

会長 花坂理

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。